### 現代社会学部公開講座

# 核とゲルニカの世紀を超えて 一止むことのない空からの恐怖—

前田佐和子

## 公開講座プログラム

●開催日時 2009年6月20日(土)13:30~16:30

●場 所 京都女子大学 J 525教室

●講演 「空はだれのもの:宇宙基本法の意味するもの」

前田 佐和子 (京都女子大学現代社会学部教授)

「核時代の真実:マーシャル諸島から北極圏まで」

豊﨑 博光 氏 (フォトジャーナリスト)

「犯罪と責任:無差別爆撃による大量虐殺」

田中 利幸 氏(広島市立大学広島平和研究所教授)

●司 会 前田 佐和子

太平洋戦争末期、馬町は米軍の空爆を受けた。当時、京都は原爆投下の候補地であり、原爆と空爆という20世紀の戦争の形が交差した地である。講座には200名の市民や本学の学生が参加した。核実験や核燃料サイクルによる地球規模の核汚染の被害は、先住民や少数民族にもたらされて来たことが現地取材を通して明らかにされた。原爆投下の「道義的責任」を表明したオバマ大統領が、なぜパレスチナやアフガンでの空爆については沈黙するのか、アメリカの「精密爆撃」思想に基づいて解明された。核兵器や宇宙利用の技術と情報通信技術が統合され、宇宙に展開する新しい戦争の形が姿を現しつつある今、宇宙の軍事利用に傾斜する日本の今が浮き彫りになった。

#### 講演の要旨

(1) 空はだれのもの一宇宙基本法の意味するもの一 前田佐和子

日本の宇宙利用は、1950-60年代から科学 と実用を目的とする開発・利用の2本柱で進 められてきた。冷戦時代にあって、アメリカ、 旧ソ連では国威の発揚や軍事利用が宇宙開発 の主たる目的であり、それは今に続いている。 1967年に発効した国連宇宙条約では、宇宙空 間の探査や利用は平和的目的であるとされて いる。「平和」とは、「非侵略、防衛」の意味で あり、核兵器や大量破壊兵器以外の通常兵器 であれば地球を周回させることは禁止されて いない。宇宙を舞台とした軍備拡張競争に道 を開いてきたものである。戦争を放棄した憲 法のもとでの日本の宇宙利用を進めるために、 1969年に国会で決議がなされた。そこで、宇 宙の利用は平和の目的に限ること、平和とは、 「非侵略、防衛」ではなく、「非軍事、非核」で あることが確認された。これを「宇宙の平和 利用原則」と呼び、世界で例を見ないもので ある。さらに平和利用の第一の目的は学術の 進展であり、その結果もたらされる知識や技 術は国民生活の向上にあてられるものとされ た。この原則を守るために、「自主・民主・ 公開・国際協力 | の4つの原則が同時に決め られた。平和利用原則に徹し、国内外の専門 家と協力し情報を共有してきたことで、日本 の宇宙科学は少ない予算と小さな研究者コ ミュニティにもかかわらず、米・欧に並ぶ世 界最高レベルの結果を出し続けてきた。2001 年までには科学衛星に加えて実用衛星を打ち 上げる国産ロケットも完成し、日本独自の進 め方の足場が固まったかに見えた。

1985年、アメリカの軍事衛星利用のため海 上自衛隊が受信装置を購入したことを皮切り に、軍事利用へと傾斜していく。1988年に偵 察衛星(情報収集衛星と公称された)の導入 が決定され、スペースシャトルに搭乗した日 本の宇宙飛行士が米軍ミッションに参加する など、次第に平和利用原則が崩されていった。 2003年には科学と開発・利用にそれぞれ特化 された目的を持っていた宇宙科学研究所と宇 宙開発事業団という中枢組織が宇宙航空研究 開発機構として統合されると、宇宙の軍事利 用が進むことになる。2003年3月、最初の偵 察衛星が打ち上げられ、同年、アメリカのミ サイル防衛に参加することが決まると、「平 和利用原則」に著しく矛盾することになった。 これが2008年5月の宇宙基本法成立の背景で ある。国会内外でほとんど議論なされること なく、国会を通過したのである。宇宙基本法 では平和の概念が「非侵略・防衛」に転換さ れ、国際社会の平和と安全の確保、我が国の 安全保障に寄与することが目的となった。こ れまでの「自主・民主・公開・国際協力」の 4つの原則から大きく転換し、宇宙開発戦略 本部が統括する国家政策としての宇宙利用が 始まった。この6月に決定された今後5年間 の「宇宙基本計画」は、ミサイル防衛を主軸と した、航空宇宙産業と宇宙の軍事化を指向す る政治的意思が強く反映された内容となって

アメリカのブッシュ政権は、21世紀の戦争が、核と情報通信の技術を基盤にして宇宙を 舞台に展開するという展望のもとにイラク戦 争を遂行した。ミサイル防衛は、その本質に おいて、先制攻撃に進む可能性を持つ軍事システムである。そのため、カナダやチェコでは政府の意向にもかかわらず、国民の強い反対によって導入が見送られた。アメリカの政権担当者が交代した今、日本が積極的にミサイル防衛を進めることが、これからの日本と世界にどのような影響を与えるのだろうか。世界には6つの非核条約がむすばれ、モンゴルは一国で非核地帯の地位を確保している。北東アジアでは、日本の憲法や非核三原則、「朝鮮半島非核化共同宣言」を足場にして、非核地帯構想が練られている。世界の軍事的緊張を高めていくのか、非軍事を指向し、交渉による国際関係を築くのか、日本は、いま分かれ道に立っている。

## (2) 核時代の真実-マーシャル諸島から北極 圏まで- 豊 﨑 博 光

広島、長崎への原爆投下にはじまり、今日まで世界で行われた核実験によって大気圏に吹き上げられた死の灰のほとんどはすでに地球に降り落ちているが、今でも我々は放射能を浴び続けている。核実験のあった場所で何がおき、今はどうなっているのか。また、原子力発電に使用される核燃料が製造される過程で発生する放射能汚染、原子力発電所の事故による被害をこれまでの取材をもとに紹介し、全地球規模での放射能汚染を検証する。

核時代は、1945年、ニューメキシコ州で行われた世界最初の原爆実験に始まる。このとき、実験場から離れた場所で飼育されていた牛が変死し、死の灰による放射能被害が明らかになった。翌年には、マーシャル諸島のビキニ環礁が実験場に選ばれ、住民は移住させられた。ビキニでは23回の原水爆実験が行わ

れ、彼らはいまだに故郷に帰れない。1954年 の水爆実験では直径2キロ、深さ60メートル のサンゴが吹き飛び死の灰となって風に運ば れ、東隣のロンゲラップ島に降り注いだ。ア メリカの医師団は死の灰によって被曝した島 民たちを治療するのではなく、観察をつづけ た。島民は、3年後、高いレベルの放射能が 残る島に帰された。一度被曝した人間が、放 射能の残った島に戻ったあとの生体反応を観 察するためである。被曝後、島民の間に甲状 腺障害が多発し、悪性の場合は甲状腺癌に なった。10年以上が過ぎると自血病が起き、 人々が亡くなっていった。80年代に入ると2 世、3世の子どもたちに、手足の障害や内臓 に欠陥が多く見られ、結局、1985年に全員で 島を出た。ビキニに続き、ロンゲラップの島 の住民もいまだに故郷に帰れない。このとき の水爆実験で日本のマグロ漁船「第五福竜丸」 の乗組員が死の灰を浴びたことを日本の新聞 がスクープしたことで、ビキニ環礁で起きた ことが世界に知られることになる。これを契 機に、東京の主婦たちが署名活動を始め、原 水爆禁止運動となって世界に広がっていった。 アメリカがマーシャル諸島で行った計67回の 核実験は、広島の原爆で換算して7200発分に 相当する。ネバダでも1951年から核実験が行 われた。核実験は、死の灰が風で運ばれる方 向を考え、西にあるロサンゼルスやサンフラ ンシスコなどの大都市、南方のラスベガスな どに向かないよう風が北か北東に風が吹いて いるときに行ったという。その結果、ネバダ 州やユタ州南部など先住民族やモルモン教徒 の住んでいる地域が汚染された。

旧ソ連は1949年にセミパラチンスク(現在 のカザフスタン)で最初の核実験を行った。

ここでも、被害は羊の放牧で暮らす先住民が 被った。旧ソ連は北極圏でも海中実験、大気 内実験を行った。ロシアの北極圏は放射能汚 染が非常に高く、その放射能がコケを通して トナカイの体内に取り込み、そのトナカイを 食べた先住民族に腎臓癌と食道癌が増えて いった。イギリスは1952年からオーストラリ アで核実験を始めた。政府が先住民族アボリ ジニの人口調査を行ったのは1967年で、それ 以前の彼らの実態が不明のため、核実験によ る被害は依然として分かっていない。フラン スは、1960年、アルジェリアのサハラ砂漠で 核実験を始めた。アルジェリアが独立した後 はポリネシア、タヒチ島の南東にあるモルロ ア環礁などに場所を移している。サハラ砂漠 には砂漠を流浪するトアレグという民族がい るが、彼らの被害の実態は不明である。ポリ ネシアやアルジェリアの人達は核実験の損害 賠償の訴訟を起こしており、フランス政府は、 今、補償法を作ろうとしている。5番目の中 国は、1964年に最初の核実験を行った。実験 場は新彊ウィグル地区、シルクロードの起点 のローランの近くである。この結果、地元の ウィグル地域とモンゴルの西、アルタイ地域 の人達が放射能を浴びたといわれているが、 中国政府は認めていない。アルタイ地域の 人々は旧ソ連のカザフスタンでの核実験の被 害も受けていて、腎臓癌が非常に増えている。 このように、核実験による放射能汚染の被害 は少数民族や先住民族民たちが一方的に受け てきたのである。「核レイシズム |と呼びうる ものである。

1960年代後半から70年代に始まった原子力発電は、当時、公害を出さないで電力が得られると宣伝された。いま、二酸化炭素を出さ

ない発電だとして有力視されている。原爆、原子力発電に使われる放射性物質は、天然にあるウラン鉱石の採掘、精錬、濃縮の作業を経て作られる。採掘した量の80%が廃棄物になる。この過程で、放射能被害が発生する。1940-50年代、アメリカではほとんどインディアンが採掘労働に従事し、多くが肺癌で亡くなった。チベットは中国の核開発の拠点である。ウラン鉱石の採掘、核物質と核兵器の製造で地域が破壊されている。日本は、現在53基の原子力発電所で使用する核燃料の全量を海外からの輸入に頼っている。核燃料用に濃縮されたものだけが輸入されているため、そこに至る過程の放射能被害は隠されていることになる。

1979年3月に起きたアメリカのスリーマイ ル島原発では、燃料棒が溶けてしまう事故が 起こった。当時、理論上はありえても、実際 には絶対に起きないと言われていたのである。 事故により原発の周囲で植物異変、牛の死産、 流産など様々な環境異変が起こった。この事 故で原発にブレーキがかかり、スウェーデン、 ドイツでは原発を止め始めた。日本、フラン スとアメリカは原発政策を継続した。そして、 1986年7月、ウクライナのチェルノブイリ原 発4号炉で事故が起こった。炉は石棺で蓋を したが、内部には多量の核燃料が残っている。 現在、この石棺が崩れる危険性が出ているた め、もう一つ屋根をかけて中の高レベル放射 能が飛び散らないようにという作業が行われ ている。事故当時、旧ソ連全体から多数の人 達が集められ、除染作業などに従事した。そ の多くが癌で亡くなっているが、実数はよく 分からない。ウクライナの西隣のベラルーシ は国土の4分の1以上が今でも汚染地帯であ

る。汚染のひどい村は土をかけて埋めている。 この事故の被害はスウェーデンでも続いてお り、先住民族サーミが困難な生活を続けてい る。

1945年から1980年までのアメリカ、旧ソ連、イギリス、フランス、中国の5カ国が行った核実験で大気圏に放出されたセシウム137の分布が気象研究所の青山道夫氏によって発表されている。日本列島太平洋岸でその濃度が非常に高いのは南方から黒潮に運ばれてくるからといわれている。また近年では黄砂として中国大陸からも運ばれてくる。空から降ってきたもの、海から流れてくるもの、食べ物に入ってくるものなど放射能が我々の環境を取り巻いている。そして、我々を触んでいる。(文責 前田)

## (3) 犯罪と責任一無差別爆撃による大量虐 殺— 田中利幸

広島・長崎原爆投下による推定20万人以上にのぼる民間人の瞬間時の無差別大量虐殺と、今も続く放射能による健康破壊とその結果による多数の死亡をもたらした戦争犯罪は、「人道に対する罪」であった。戦後の戦犯法廷では連合軍側が犯した犯罪は裁かれなかったが、原爆投下による「無差別大量虐殺」という「犯罪性」は消えない。2009年4月、オバマ大統領が、核兵器使用に対する米国の「道義的責任」を認めた。米政府のこれまでの「原爆投下絶対正当化論」に楔を打ち込んだ画期的な発言である。しかし、「道義的責任」にとどまらず、国際法違反という「法的責任」があることは明白である。

核兵器廃絶は核大国だけの核削減では達成 できない。なぜ、北朝鮮やイランは核開発を あきらめないのか。アメリカが日本各地に膨大な軍事基地を維持していることと無関係なのか。核兵器を保有し、パレスチナ・レバノン人民を無差別虐殺するイスラエルをアメリカが全面的に支援していることと無関係なのか。オバマ政権は、これらの国に対する政策をブッシュ前政権から引き継いでいる。原爆投下の「道義的責任」を認めた大統領が、なぜ通常爆弾による市民への空爆には「道義的責任」を感じないのだろうか。

この問題を考えるには、米軍の「空爆」の 歴史を知る必要がある。第1次大戦に始まっ たヨーロッパ諸国の戦略爆撃思想は、できる だけ多くの心理的打撃を敵国市民に与えると いう、「無差別爆撃」である。アジア太平洋 地域において無差別爆撃を戦略として最初に 展開した日本軍は、中国諸都市への大規模な 空爆を繰り返し、中でも重慶では1万2千人 近い死者が出た。アメリカでは「無差別爆撃」 を「残虐行為」として批難した。アメリカは一 貫して攻撃を軍事目標に絞るという「精密爆 撃」という概念にこだわり続け、現実には無 差別爆撃同様、多数の市民が殺されていても、 この立場は今日も変わらない。1944年には英 米両軍がドイツ全域で無差別爆撃を徹底的に 展開し、また大量破壊兵器である原爆の開発 を許可した。戦争末期、日本の100近い都市 への無差別爆撃と原爆投下は、大規模軍需工 場の下請け作業に従事する家内工業や広島が 軍事都市であることを理由として「精密爆撃 | として正当化したのである。原爆投下直後か ら、アメリカ人の圧倒的多数が、原爆、無差 別爆撃による大量虐殺を是認した。

アメリカの政治家や国民が「市民に対する 無差別攻撃・大量虐殺 | を非としながら、な ぜ、原爆使用を是とするのか。これは自国の 国民の生存を守るためには、市民の犠牲は避けられないものであり、「付随的に起きる損害」であって、攻撃した側に「責任」はない、という都合の良い解釈である。「核兵器保有」と「市民防御論」という相矛盾する二つを同時に維持するという現象を、私は「無差別爆撃に対する大衆的精神麻痺」と呼ぶ。第二次大戦後の朝鮮、ベトナム、湾岸、イラク戦争など、一連の戦争での無差別爆撃による被害者は、全て「精密爆撃」による「付随的損害」と見なされている。 オバマ大統領は、「われわれは安全かつ効果的な(核)兵器を維持して敵に対する抑止力を保つ」とも述べ、核抑止政策をいまだ強く保持している。「原爆投下に対する道義的責任論」と「無差別空爆に対する無責任感」という矛盾した言動の背後には、アメリカ独自の空爆思想の歴史的背景と、「無差別爆撃に対する大衆的精神麻痺」症状が存在するのである。

(付記 本講演の内容は、別掲で詳しく報告されている。 文責 前田)